静岡県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年4月1日

静岡県公営企業管理者 企業局長 小野田 裕之

## 静岡県企業局管理規程第8号

第8条 (略)

静岡県企業局組織規程の一部を改正する規程

改正前

静岡県企業局組織規程(昭和44年企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

2	(略)					
3	3 次の表の左欄に掲げる事務所に同表の中欄					
	に掲げる課及びセンターを置き、それぞれの					
	課及びセンターに同表の右欄に掲げる班を置					
<.						
	事務所名	課・センター名	班名			
		総務課	総務経営班			

事務所名	課・センター名	班名
	総務課	総務経営班
企業局東部事 務所	管理課	管理班
43771	工務課	工務班
	総務課	総務経営班
	管理課	管理班
企業局西部事 務所	工務課	工務班
3,3721	共同施設課	共同施設班
	水質管理センター	水質管理班

- 4 (略)
- 5 次の表の左欄に掲げる支所に同表の中欄に 掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄 に掲げる班を置く。

## 第8条 (略)

- 2 (略)
- 3 次の表の左欄に掲げる事務所に同表の中欄 に掲げる課及びセンターを置き、それぞれの 課及びセンターに同表の右欄に掲げる班を置 く。

改正後

事務所名	課・センター名	班名
	総務課	総務経営班
企業局東部事 務所	管理課	管理班
4 <del>31</del> 771	工務課	工務班
	総務課	総務経営班
	管理課	管理班
企業局西部事 務所	工務課	工務班
324721	共同施設課	
	水質管理センター	水質管理班

- 4 (略)
- 5 次の表の左欄に掲げる支所に同表の中欄に 掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄 に掲げる班を置く。

支所名	課名	班名
企業局東部事	管理課	管理班
務所柿田川支 所	工務課	工務班
企業局西部事	管理課	管理班_
務所西遠支所	工務課	工務班

支所名	課名	班名
企業局東部事	管理課	管理班
務所柿田川支所	工務課	
企業局西部事	管理課	
務所西遠支所	工務課	工務班

 $6 \sim 8$  (略)

6~8 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。